

加 算 【 介護保険 】

下記の要件を満たす場合、基本部分に下記の料金が加算されます。(2024.6.1～)

加算の種類	加算の要件		加算額			
			基本単位	利用者負担金		
				1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算Ⅰ1	利用者の同意を得て利用者又はその家族等からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整えかつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)		600	663円	1326円	1989円
緊急時訪問看護加算Ⅱ1			574	635円	1269円	1903円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対してサービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)		500	553円	1105円	1658円
特別管理加算Ⅱ			250	277円	553円	829円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		300	332円	663円	995円
ターミナルケア加算 死亡月に1回算定	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）		2500	2763円	5525円	8288円
複数名訪問加算（Ⅰ） 看護師等+看護師等	30分未満	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合(1回につき)	254	281円	562円	842円
	30分以上		402	445円	889円	1333円
初回加算（Ⅰ）	退院日（または退所日）した日に新規に訪問看護を提供した場合		350	387円	774円	1161円
初回加算（Ⅱ）	退院日（または退所日）の翌日以降に新規に訪問看護を提供した場合		300	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	退院または退所につき月1回 （特別な管理を必要とする利用者については月2回）		600	663円	1326円	1989円

その他の加算に関して

夜間・早朝加算	午前6時～午前8時、または午後6時～午後10時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

その他の減算に関して 下記の各要件に該当する場合は、それぞれの割合に応じて減額となります。

①事業所と同一の敷地内(または同一の建物)、 隣接する敷地内の建物に居住する利用者(③の場合を除く)	基本単位数の10%減算
②事業所における1月当たりの利用者が同一の建物(同一敷地内建物等を除く)に 20人以上居住する場合	基本単位数の10%減算
③事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する場合	基本単位数の15%減算